

大学見本市～イノベーション・ジャパン  
参加規約（参加者）

第1条（適用）

本規約は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が開催するイベント「大学見本市～イノベーション・ジャパン」及び同公式サイト（以下「大学見本市」という。）の参加に関する参加者の権利義務を定めるものであり、大学見本市に関するJST及び関係機関との契約に適用されます（なお、本規約において関係機関について特段の記載がない限り、JSTをあらわし、記載のある関係機関とは本規約に関し連帯して権利及び義務を有するものとします）。大学見本市のマッチング支援という性格上、JSTが大学見本市の登録に関する個人情報を利用し、また適切と思われる第三者に提供する場合があります。

大学見本市における個人情報の取扱い、及び、それぞれにおける個人情報の利用については、本規約中の個人情報に関する記載に加えJST 及び記載された関係機関のそれぞれのプライバシーポリシーをご確認ください。

第2条（大学見本市の目的）

大学見本市は、展示会場で研究成果や事業等を提示した大学やスタートアップその他企業、JST事業等（以下「出展機関等」という。）と大学見本市へ参加登録した者及びその所属機関（以下「参加者」という。）とのマッチングを支援するものです。

第3条（展示コンテンツ）

1. 大学見本市に出展機関等が展示・掲示したコンテンツ（以下「展示コンテンツ」という。）は、出展機関等またはそのライセンサーが著作権を含め一切の権利を有するものであり、参加者は、これを権利者の許諾なくして、複製、改変その他の利用をすることはできません。展示コンテンツの利用に関しては、出展機関等の指示に従ってください。
2. JST は、展示コンテンツの内容についてその真実性を含め一切の保証をいたしません。参加者は、自らの責任において展示コンテンツの閲覧を行うものとします。

第4条（禁止事項）

参加者は、大学見本市への参加に関し、主催者であるJSTの公衆衛生及び公衆安全に関する指示に従わなければならない。また、次の行為を行ってはなりません。

- ① 法令等に違反し、またはその虞のある内容の行為
- ② 第三者の権利・利益を侵害し、またはその虞のある内容の行為
- ③ 犯罪を助長し、またはその虞のある内容の行為
- ④ 大学見本市の趣旨に合致しない内容の投稿または行為
- ⑤ 公序良俗に反する内容の投稿または行為
- ⑥ 本規約に違反する行為
- ⑦ 大学見本市の正常な運営、その他JST 及び関係機関の正常な業務を妨げる行為

- ⑧ 大学見本市の展示コンテンツのリバース・エンジニアリング、展示コンテンツの構造を解析する行為
- ⑨ 大学見本市の情報（展示コンテンツを含む）を第三者に販売、ライセンスする目的の利用
- ⑩ 大学見本市会場での許可の無い撮影及び大学見本市以外のサイトでの展示コンテンツライブ配信、インタビュー等の行為

#### 第5条（登録手続）

1. 参加者は、大学見本市公式サイト上にて登録手続を行うことにより大学見本市の会場参加が可能です。参加者は、会場に入場し、会場にて閲覧可能な全ての研究成果等展示コンテンツ等を閲覧することができます。
2. 下記に該当する場合は、参加者としての登録ができません。ただし、JSTが別途認めた場合を除きます。
  - ①過去に開催された大学見本市において参加者としての登録を抹消された者
  - ②大学見本市の情報（展示コンテンツを含む）を第三者に販売、ライセンスする目的で大学見本市への参加をしようとする者
3. 大学見本市登録手続にあたり、参加者は、登録情報を最新かつ正確なものとする必要があります。JSTでは、参加者が登録した登録情報に基づき、大学見本市の開催に関する通知その他の連絡を行います。参加者の登録情報が不正確であったことにより、何らかの損害が生じたとしてもJSTは、責任を負いません。
4. 参加者は、大学見本市登録の際のID、パスワード等の情報（以下「アカウント情報」という。）を自ら管理する責任を負い、アカウント情報を譲渡、貸与その他第三者に利用させることはできません。
5. 参加者は、アカウント情報が第三者に漏えいした場合又はその虞がある場合、速やかにJSTが定めた連絡先に対して連絡するものとし、JSTの指示がある場合にはこれに従うものとします。

#### 第6条（個人情報の利用）

1. JSTでは、参加者として登録を希望した者に関し、以下の個人情報を取得し、また、これを下記目的に利用します。その他の詳細については、JSTのプライバシーポリシーをご覧ください。
  - (1) 収集する情報  
氏名、連絡先、所属機関、参加目的、興味分野、大学見本市にかかるアンケート
  - (2) 利用目的
    - ① 参加者としての登録の可否の決定のため
    - ② 大学見本市に関する注意事項等の通知、その他来場アンケート等の連絡のため
    - ③ 参加目的及び来場者興味分野の分析のため
2. JSTは、参加者の氏名・連絡先等の個人情報を、本人の同意を得て、大学見本市の出展者に両当事者間での直接の協議を可能とする目的で提供することがあります。
3. JSTは、参加者が大学見本市で開催される以下のセミナーへの聴講登録を行った場合において、参加者が以後も主催者から関係事業及び催事情報等の提供を希望する場合は、参加者の氏名・連絡先等の個人情報を、下記にそれぞれ記載するJST内部の機関において利用し、参加者は、これに同意

するものとしします。

JSTスタートアップ・技術移転推進部、JST戦略研究推進部、JST研究開発戦略センター、JST知的財産マネジメント推進部

プライバシーポリシーは以下をご確認ください。

**JSTプライバシーポリシー**

<https://www.jst.go.jp/privacy.html>

**JST大学見本市プライバシーポリシー**

<https://www.jst.go.jp/tt/fair/doc/2023/dm2023-privacypolicy.pdf>

**第7条（登録の停止・抹消）**

1. JSTは、参加者としての登録後であっても、参加者が登録適格を欠くことが判明した場合や本規約に違反する行為あった場合、その他参加者が大学見本市への登録・参加に不適切と判断される事情が判明した場合は、JSTの裁量において、大学見本市における参加者の登録を停止・抹消し、大学見本市への会場参加を禁止することができます。この場合、JSTは、参加者に登録抹消した旨を通知しますが、その理由の詳細を説明する義務を負いません。
2. 参加者は、自らの裁量により、いつでも大学見本市における自身の登録情報の停止・抹消をJSTに申請することができます。

**第8条（大学見本市の開催・公開・利用可能期間）**

1. 大学見本市の公開又は利用可能期間は以下の期日までとします。ただし、JSTにやむを得ない事情がある場合、開催日・公開期間その他開催態様を変更し、または中止することができます。本条にかかる変更・中止に関し、JSTは責任を負いません。
  - ① 大学見本市公式サイト（事前参加登録、開催概要、出展者一覧、出展機関等から提供されたコンテンツ及び資料を含む）  
：2024年7月17日から8月31日
  - ② 大学見本市 於）東京ビッグサイト南1ホール  
：2024年8月22日10:00～17:00 8月23日10:00～17:00
2. 大学見本市の開催期間及び大学見本市公式サイトの公開期間が終了した後、JSTは大学見本市の内容等に関する問合せについて回答する責任を負いません。また、JSTは、期間終了後に公式サイト上のコンテンツを保管する義務及び責任を負いません。

**第9条（大学見本市公式サイトの停止）**

1. JSTは、メンテナンスその他必要な場合、参加者に対する事前の告知なく、大学見本市公式サイトの運用を停止することができます。JSTは、定期メンテナンスなど、事前の公知が可能な場合、事前の告知を行うための商業的合理的な努力をいたしますが、これを保証することはできません。
2. 大学見本市公式サイトの停止により、万が一、参加者に何らかの損害・不利益が生じた場合であっても、JSTは、その責任を負いません。

#### 第10条（契約の終了）

JSTと参加者間の大学見本市に関する契約は、大学見本市の終了及び公開期間の終了により、終了するものとし、各条文の目的に応じ必要な範囲において、本契約存続後も当該条文の効果は存続するものとし、

#### 第11条（免責事項）

1. JSTは、合理的な注意をもって大学見本市の開催等提供・運営をいたしますが、大学見本市の感染予防その他の安全が万全であることは保証できません。参加者は、大学見本市の利用に関し、自らの責任において安全を図る措置を講じるものとし、JSTは、参加者に何らかの損害・不利益が生じた場合であってもその法的根拠の如何を問わず、一切の責任を負いません。
2. JSTは、大学見本市上に展示されたコンテンツ等のデータの喪失に関し、その法的根拠の如何にかかわらず、責任を負いません。
3. JSTは、疾病の流行、自然災害、停電、ネットワーク環境のトラブル等、JSTのコントロールの及ばない事象に基づき、大学見本市への参加、公式サイトの利用に関し、参加者に生じた損害・不利益に関し、責任を負わないものとし、

#### 第12条（規約変更）

JSTは、やむを得ない事由がある場合、本規約を自らの裁量により変更することができるものとし、本規約を変更する場合、JSTは、参加者に対し、JSTが適切と認める方法にてその旨を通知するものとし、

#### 第13条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠し、大学見本市の利用に関し、JSTと参加者との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上